

旭化成ファーマ株式会社 「患者団体との関係の透明性に関する指針」

旭化成ファーマ株式会社は、当社の活動における患者団体との関係の透明性を確保することにより、その活動が患者団体の独立性を尊重する高い倫理性と相互理解を担保したうえで患者団体の活動・発展に寄与していることについて広く理解を得ることの実現を目指しています。

2012年に、日本製薬工業協会が「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」を発表したことを受けて、当社においても患者団体との関係の透明性に関する指針を定めました。

1. 本指針の目的

本指針は、当社の活動における患者団体との関係の透明性を確保することにより、その活動が患者団体の独立性を尊重する高い倫理性と相互理解を担保したうえで患者団体の活動・発展に寄与していることについて広く理解を得ることを目的としています。

2. 患者団体の定義

患者団体とは、患者・家族、その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えあうとともに、療養環境の改善を目指し、原則として、定款・会則により定義された役割や目的を持つ患者会および患者支援団体をいいます。

3. 情報公開

当社は、当社が医薬品に関わる企業活動を行うにあたり、患者団体に対して、本指針の4（公開の対象）の各項目に該当する行為を行った場合について、本指針の定めに従いその情報を公開します。公開情報の対象は患者団体名とし、個人名は公開しません。

4. 公開の対象

本指針に基づき公開する情報の項目および各項目における情報公開の範囲は以下の通りとします。

1) 直接的資金提供

対象：寄付金、会員・賛助会員費、協賛費、広告費等

内容：直接的資金提供を行った患者団体名及び費用項目ごとの金額を記載します。

2) 間接的資金提供

対象：・患者団体支援を目的とした企業主催・共催の講演会、説明会、研修会等に伴う費用

・患者団体支援に関連して外部業者に委託した費用

内容：間接的資金提供を行った患者団体名及び間接的資金提供総額を記載します。

3) 当社からの依頼事項への謝礼等

対象：講師謝金、原稿執筆・監修、調査、アドバイザー等の費用

内容：当社から依頼を行った患者団体名及び費用項目ごとの金額を記載します。

4) その他

対象：労務提供の有無

内容：提供した患者団体名を記載します。

5. 公開の方法

本指針に基づく情報公開は、旭化成ファーマ株式会社の社外公開ウェブサイト等を通じて行います。

6. 公開の時期

本指針に基づく情報公開は、当社の1会計年度中に当社が行った公開対象となる金銭等の提供について、年1回、当該会計年度の最終決算発表後の然るべき時期に行います。

7. 情報公開の開始時期

本指針に基づく情報公開は、2013年度（会計年度）中に当社が行った公開対象となる金銭等の提供から開始します。

8. 本指針の改廃

本指針の制定および改廃は、軽微な変更を除いて、旭化成ファーマ経営会議の承認を要するものとします。

(制定 2013年4月1日)

(改定 2023年4月1日)